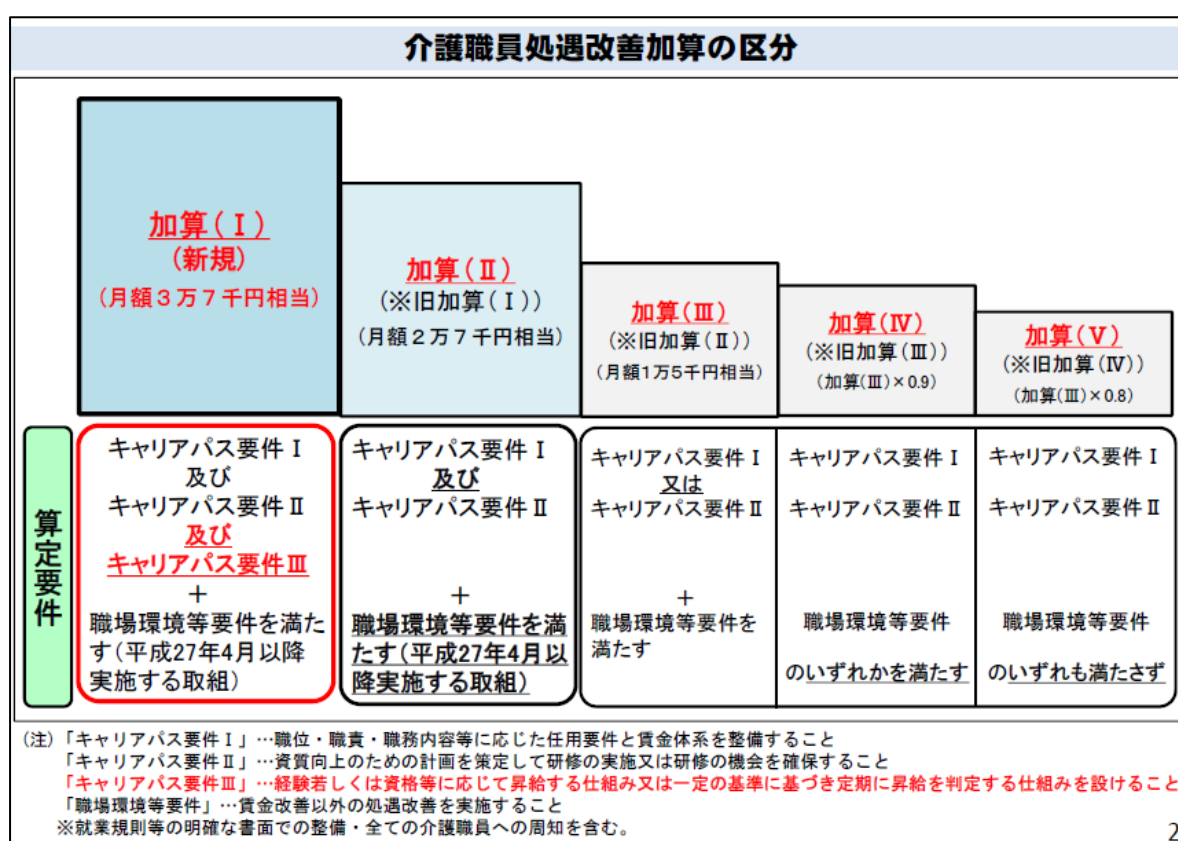


## 介護職員処遇改善加算について (対象サービス共通)

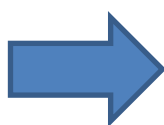
### 1 介護職員処遇改善加算の拡充について【H29改定】

介護職員処遇改善加算については、事業者による、昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みの構築について、手厚く評価を行うための区分が新設されました。



### 2 加算の種類

(H29~新設)  
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)  
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)  
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)  
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)



介護職員処遇改善加算(Ⅰ)  
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)  
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)  
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)  
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)

< サービス別加算率 >

サービス	加算		
	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)
(介護予防) 訪問介護	13.7%	10.0%	5.5%
(介護予防) 訪問入浴介護	5.8%	4.2%	2.3%
(介護予防) 通所介護	5.9%	4.3%	2.3%
(介護予防) 通所リハビリテーション	4.7%	3.4%	1.9%
(介護予防) 短期入所生活介護	8.3%	6.0%	3.3%
(介護予防) 短期入所療養介護 (老健)	3.9%	2.9%	1.6%
(介護予防) 短期入所療養介護 (病院等)	2.6%	1.9%	1.0%
(介護予防) 短期入所療養介護 (介護医療院)	2.6%	1.9%	1.0%
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%
介護老人福祉施設	8.3%	6.0%	3.3%
介護老人保健施設	3.9%	2.9%	1.6%
介護療養型医療施設	2.6%	1.9%	1.0%
介護医療院	2.6%	1.9%	1.0%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13.7%	10.0%	5.5%
夜間対応型訪問介護	13.7%	10.0%	5.5%
(介護予防) 地域密着型通所介護	5.9%	4.3%	2.3%
(介護予防) 認知症対応型通所介護	10.4%	7.6%	4.2%
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	11.1%	8.1%	4.5%
地域密着型特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%
地域密着型介護老人福祉施設	8.3%	6.0%	3.3%
複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	10.2%	7.4%	4.1%

※ 加算(Ⅳ)は(Ⅲ)の90%、加算(Ⅴ)は(Ⅲ)の80%を算定

※ (介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)居宅療養管理指導、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、居宅介護支援、介護予防支援については加算算定対象外。

### 3 介護職員処遇改善加算の算定基準について

#### < 算定の基準 >

- (1) **介護職員処遇改善加算（Ⅰ）** 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ① 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
  - ② 指定事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事等に届け出ていること。
  - ③ 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
  - ④ 当該指定事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
  - ⑤ 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第一百六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
  - ⑥ 当該指定事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。
  - ⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
    - (一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
    - (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
    - (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
    - (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。
    - (五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。
    - (六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
  - ⑧ 平成二十七年四月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- (2) **介護職員処遇改善加算（Ⅱ）** (1) ①から⑥まで、⑦（一）から（Ⅳ）まで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (3) **介護職員処遇改善加算(Ⅲ)** 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ① (1) ①から⑥までに掲げる基準に適合すること。
  - ② 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
    - (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
      - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
      - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
    - (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
      - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
      - b aについて、全ての介護職員に周知していること。
  - ③ 平成二十年十月から(1)②の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- (4) **介護職員処遇改善加算(Ⅳ)** (1) ①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ(2)②又は③に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- (5) **介護職員処遇改善加算(Ⅴ)** (1) ①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

#### 4 留意事項

加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)については、一定の経過措置を設けたうえで廃止される見込みとなっています。加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)を算定している介護サービス事業所等においては、より上位(加算(Ⅲ)以上)の区分の取得について御検討ください。

#### 5 実績報告書の提出について

平成30年度に介護職員処遇改善加算を算定している事業所につきましては、2019年7月31日(水)までに長寿社会課あてに実績報告書の提出が必要です。

※実績報告書が提出されない場合、不正請求として全額返還となります。

なお、介護職員処遇改善加算については、従業員に十分な説明がなされており、かつ労使間で合意が得られている場合は、法人単位で賃金改善を行っても差し支えありません。

●提出先：長寿社会課

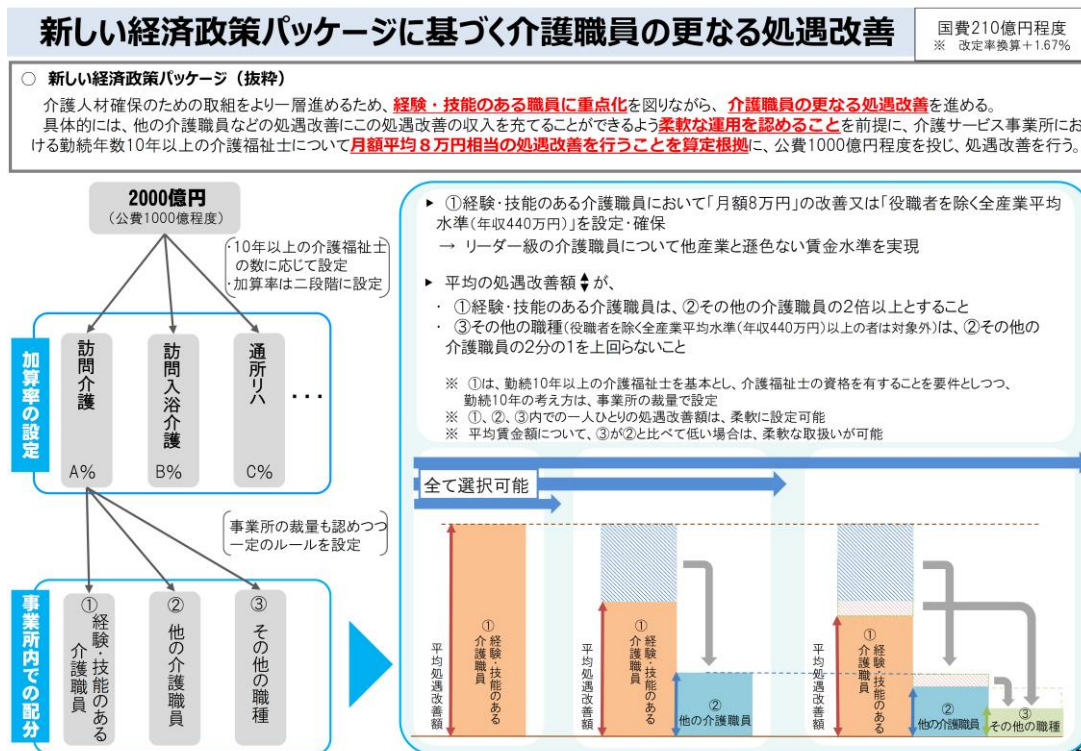
(指定権者が県以外のサービスについては、該当の市町に提出してください。)

●提出期限：2019年7月31日(水)

## 6 特定介護職員処遇改善加算について

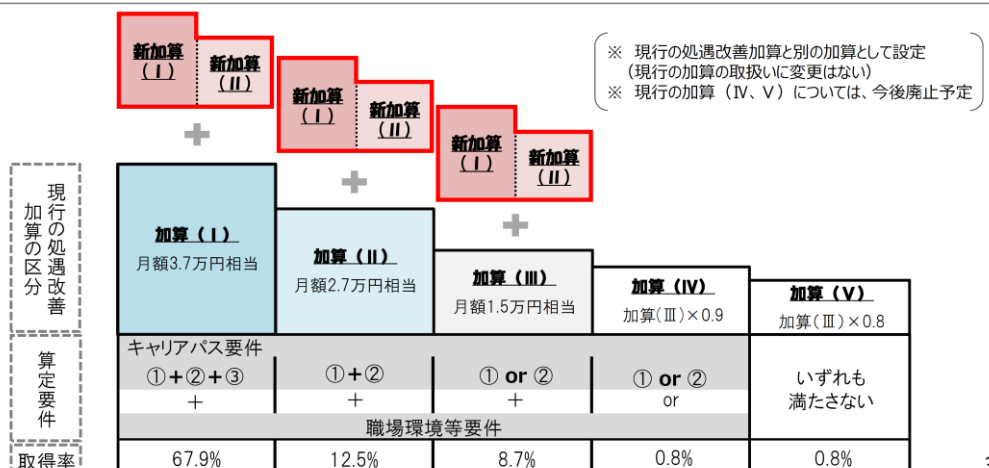
2019年10月実施予定の報酬改定において「特定介護職員処遇改善加算」が新設される見込みであり、概要については平成31年2月13日に開催された『第168回社会保障審議会介護給付費分科会』にて以下のとおり示されています。

申請に係る様式や取扱いの詳細については、平成31年3月末までに厚生労働省から発出される予定となっています。（発出されましたら、かいごへるぷやまぐちでお知らせいたします）



## 処遇改善加算全体のイメージ

- <新加算（特定処遇改善加算）の取得要件>
- ・ 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること
  - ・ 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
  - ・ 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること
- <サービス種類内の加算率>
- ・ サービス提供体制強化加算（最も高い区分）、特定事業所加算（従事者要件のある区分）、日常生活継続支援加算、入居継続支援加算の取得状況を加味して、加算率を二段階に設定
  - ・ 加算率の設定に当たっては、1段階とした場合の加算率を試算した上で、原則、新加算（Ⅱ）の加算率はその×0.9となるよう設定（ただし、新加算（Ⅰ）と新加算（Ⅱ）で加算率の差が大きくなる場合（1.5倍を超える場合）には、×0.95となるよう設定）





## 介護職員等の処遇改善加算に係る加算率について

### 1. 加算算定対象サービス

\*1段階×0.95としたサービス区分

サービス区分	特定処遇改善加算		現行の処遇改善加算				
	新加算Ⅰ	新加算Ⅱ	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ
・訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6.3%	4.2%	13.7%	10.0%	5.5%	加算(Ⅲ)により算出した単位 ×0.9	加算(Ⅲ)により算出した単位 ×0.8
・(介護予防)訪問入浴介護 *	2.1%	1.5%	5.8%	4.2%	2.3%		
・通所介護 ・地域密着型通所介護 *	1.2%	1.0%	5.9%	4.3%	2.3%		
・(介護予防)通所リハビリテーション	2.0%	1.7%	4.7%	3.4%	1.9%		
・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 *	1.8%	1.2%	8.2%	6.0%	3.3%		
・(介護予防)認知症対応型通所介護	3.1%	2.4%	10.4%	7.6%	4.2%		
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 *	1.5%	1.2%	10.2%	7.4%	4.1%		
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護 *	3.1%	2.3%	11.1%	8.1%	4.5%		
・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・(介護予防)短期入所生活介護	2.7%	2.3%	8.3%	6.0%	3.3%		
・介護老人保健施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(老健)	2.1%	1.7%	3.9%	2.9%	1.6%		
・介護療養型医療施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(病院等)	1.5%	1.1%	2.6%	1.9%	1.0%		
・介護医療院 ・(介護予防)短期入所療養介護(医療院)	1.5%	1.1%	2.6%	1.9%	1.0%		

### 2. 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%

### 【介護職員処遇改善加算に関するQ&A】（抜粋）

(問1) 事業者が加算の算定額に相当する介護職員の賃金改善を実施する場合、賃金改善の基準点はいつなのか。

(答1) 賃金改善は、加算を取得していない場合の賃金水準と、加算を取得し実施される賃金水準の改善見込額との差分を用いて算定されるものであり、比較対象となる加算を取得していない場合の賃金水準とは、以下のとおりである。

なお、加算を取得する月の属する年度の前年度に勤務実績がない介護職員については、その職員と同職であって、勤続年数等が同等の職員の賃金水準と比較する。

○平成26年度以前に加算を取得していた介護サービス事業者等の介護職員の場合、次のいずれかの賃金水準

- ・加算を取得する直前の時期の賃金水準（介護職員処遇改善交付金（以下「交付金」）という。）を取得していた場合は、交付金による賃金改善の部分を除く。）
- ・加算を取得する月の属する年度の前年度の賃金水準（加算の取得による賃金改善の部分を除く。）

○平成26年度以前に加算を取得していない介護サービス事業者等の介護職員の場合

- ・加算を取得する月の属する年度の前年度の賃金水準

【国：平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（V○1.2）（H27.4.30）問38】

(問2) 平成26年度以前に処遇改善加算を取得していた介護サービス事業者等の介護職員の賃金改善の基準点の1つに「加算を取得する直前の時期の賃金水準（交付金を取得していた場合は、交付金による賃金改善の部分を除く。）」とあるが、直前の時期とは、具体的にいつまでを指すのか。交付金を受けていた事業所については、交付金が取得可能となる前の平成21年9月以前の賃金水準を基準点とすることはできるか。

(答2) 平成26年度以前に従来の処遇改善加算を取得していた介護サービス事業者等で、交付金を受けていた事業所の介護職員の賃金改善に当たっての「直前の時期の賃金水準」とは、平成24年度介護報酬改定Q&A(vol.1)（平成24年3月16日）処遇改善加算の間223における取扱いと同様に、平成23年度の賃金水準（交付金を取得していた場合は、交付金による賃金改善の部分を除く。）をいう。したがって、平成24年度介護報酬改定における取扱いと同様に、交付金が取得可能となる前の平成21年9月以前の賃金水準を賃金改善の基準点とすることはできない。

【国：平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（V○1.2）（H27.4.30）問43】

(問3) 一時金で処遇改善を行う場合、「一時金支給日まで在籍している者のみに支給する（支給日前に退職した者には全く支払われない）」という取扱いは可能か。

(答3) 処遇改善加算の算定要件は、賃金改善に要する額が処遇改善加算による収入を上回ることであり、事業所（法人）全体での賃金改善が要件を満たしていれば、一部の介護職員を対象としないことは可能である。

ただし、この場合を含め、事業者は、賃金改善の対象者、支払いの時期、要件、賃金改善額等について、計画所等に明記し、職員に周知すること。

また、介護職員から加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について書面を用いるなど分かりやすく説明すること。

【国：平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（V○1.2）（H27.4.30）問40】

(問4) 介護職員が派遣労働者の場合であっても、処遇改善加算の対象となるのか。

(答4) 介護職員であれば派遣労働者であっても、処遇改善加算の対象とすることは可能であり、賃金改善を行う方法等について派遣元と相談した上で、介護職員処遇改善計画書や介護職員処遇改善加算実績報告書について、対象とする派遣労働者を含めて作成すること。

【国：平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（V○1.2）（H27.4.30）問49】

(問5) 処遇改善加算の算定要件である「処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善」に関して、下記の取組に要した費用を賃金改善として計上して差し支えないか。

- ① 法人で受講を認めた研修に関する参加費や教材費等について、あらかじめ介護職員の賃金に上乗せして支給すること。
- ② 研修に関する交通費について、あらかじめ介護職員に賃金に上乗せして支給すること。
- ③ 介護職員の健康診断費用や、外部から講師を招いて研修を実施する際の費用を法人が肩代わりし、当該費用を介護職員の賃金改善とすること。

(答5) 処遇改善加算を取得した介護サービス事業者は、処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善の実施と併せて、キャリアパス要件や職場環境等要件を満たす必要があるが、当該取組に要する費用については、算定要件における賃金改善の実施に要する費用に含まれない。

当該取組に要する費用以外であって、処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を行うための具体的な方法については、労使で適切に話し合った上で決定すること。

【国：平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（V o 1.2）（H27.4.30）問42】

(問6) 外国人の技能実習制度における介護職種の技能実習生は、介護職員処遇改善加算の対象となるのか。

(答6) 介護職種の技能実習生の待遇について、「日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること」とされていることに鑑み、介護職種の技能実習生が介護業務に従事している場合、EPAによる介護福祉士候補者と同様に、介護職員処遇改善加算の対象となる。

【国：平成30年度介護報酬改定に関するQ&A（V o 1.1）（H30.3.23）問42】

(問7) 最低賃金を満たしているのかを計算するにあたっては、介護職員処遇改善加算により得た加算額を最低賃金額と比較する賃金に含めることとなるのか。

(答7) 介護職員処遇改善加算により得た加算額を、最低賃金額と比較する賃金に含むか否かについては、当該加算額が、臨時に支払われる賃金や賞与等として支払われておらず、予定し得る通常の賃金として、毎月労働者に支払われているような場合には、最低賃金額と比較する賃金に含めることとなるが、当該加算の目的等を踏まえ、最低賃金を満たした上で、賃金の引上げを行っていただくことが望ましい。

【国：平成30年度介護報酬改定に関するQ&A（V o 1.1）（H30.3.23）問42】



(問8) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）を算定するための届出方法がよく分からない。

(答8) 介護職員処遇改善加算を算定するには、

- ①介護給付費算定体制の変更届、
  - ②介護職員処遇改善届出書、介護職員処遇改善計画書、誓約書、その他添付書類（就業規則、給与規定、労働保険関係成立届等の納入証明書）
- の提出が必要である。

①については加算を受けようとする月の前月の15日までに各健康福祉センターへ、  
②については、加算を受けようとする月の前々月末日までに山口県長寿社会課へ  
それぞれ提出すること。

（指定権者が県以外のサービスについては、該当の市町に提出してください。）

※様式及び手続き等については、HP「かいごへるびやまぐち」を参照のこと。